



今月の話題：世界的に酷暑の夏が報じられている。国内での対応は戸建住宅の外断熱改修とクーラーの28度設定が推奨されているが、今夏は電力不足が懸念されている。はしなくも、徒然草の一章に記される「家の造りようは夏をむねとすべし」を思い出した。更に、吉田兼好の各部に互る住居論には改めて一考を要すると思われる。「用なき所をつくりたるが万の用にも立ちてよし」というゆりの推奨は是非、取り入れたいものだ。(伊藤誠三)

□ 本部便り：(金森捷三郎 記)

・コロナの感染者が急拡大の為、事務所当番の方は無理に出勤するには及びません。もし、国または地方政府から行動制限が出たらこれに従ってください。

・事務所の賃貸人から家賃の値上げ交渉を受けており、訴訟になる可能性があるため、大森弁護士と協議中です。

○次回拡大理事会：9月1日(火) 18:00～

□ 建築部会：(岡本直 記)

・7月23日、オンライン形式の第7回サーツ寺子屋を開催し、東大大学院教授の清家剛先生に「省エネから LCCM (Life Cycle Carbon Minus) へ」と題して講演して頂いた。省エネから創エネまで、国内外のいろいろな事例の説明で、講演後のアンケートには「大変分かり易い説明だった」、「新しい知識が得られた」など感謝の声が多く寄せられた。又、脱炭素化社会にむけて建築が目指すべき重要なテーマとして LCCM 住宅の位置付けが解説された。LCCM 住宅は、建設時・運用(居住)時・廃棄時において、できるだけ CO2 削減に取り組み、さらに、太陽光発電などを利用した再生可能エネルギーの創出により、建設時の CO2 排出量も含めて、住宅の生涯にわたる CO2 収支をマイナスにする住宅のことである。実現には、CO2 排出量が大きい建設時、解体時における影響を軽減する必要がある、そのことに建築の長寿命化は非常に大きい効果をもたらすことが理解できた。なお、清家先生は長寿命化を、「長く使い続けてなかなか解体しない」という明快な表現で説明された。今回の寺子屋で学んだことを、サーツの事業としてどう展開できるか、議論を深めたい。

○次回建築部会：9月16日(金) 17:30～(ZOOM) 予定

□ 戸建住宅部会：(小藤捷吾 記)

・定例会を7月8日、対面+リモートで行った。

①<水に浮かぶ CLT 等でのまちづくり>温暖化がこのまま進むと島の大部分が水没するといわれている、キリバス・モルディブ・ツバルなどの積極的政策・消極的対策につき説明があった。日本はどうなっていくのか?

②<避難タワー再生構想>既に全国 502 か所で建設済の避難タワーには、老人・障害者が登るに困難な 60 段もある階段があったりする。(国交省の「ガイドライン」にも記載なし。)災害時には勿論、活用しやすく、平常時にも有効利用できるよう再考・改修等の必要があることが報告された。(バリアフリー避難タワーの参考写真あり)

・5月に「顧客満足と品質向上のための現場管理」をテーマに講演した広島老舗住宅会社<山根木材>から再度の依頼があり、7月1日の<安全大会>において、安全管理の講演を岡本邦夫氏により実施した。

○次回戸建住宅部会：9月9日(金) 16:00～

□ 集合住宅部会：(秋山哲一 記)

・220720 サーツ入会、部長新任の自己紹介を兼ねて、松村秀一先生、小畑晴治氏の推薦を頂き、メンバー構成の若返りを図ることも課題であるとの言葉を受けて、この3月に東洋大学を定年退職したのを機会にサーツのメンバーにさせていただきました。どこまでサーツの取組みに貢献できるか、本人自身も不安なところですが、どうか宜しくお願いします。私自身は、サーツメンバーで(既にお亡くなりになりましたが)アワーブレインの須山清紀さんに東洋大学でマンション改修に関する公開講座をしていただき、学生と一緒に受講したのがマンション改修の調査研究に取り組むきっかけの一つになっており、ご縁を感じています。大学では最近まで「マンションの価値向上のための改修工事のありよう」について、共用部分の改修工事はもとより、専有部分の改修工事についても併せて計画化してゆく必要があることを念頭に、調査研究を進めてきました。この経験が何らかの形でサーツの集合住宅部会の役に立てるのであれば幸いです。次回部会では「身の丈に合った実践的テーマの発掘」のブレインストーミングを行う予定。

○次回集合住宅部会：9月7日(水) 17:00～

□ マンション管理組合支援事業部：(丸山和郎 記)

・国交省補助事業「長期優良住宅化リフォーム推進事業」と「耐震診断」支援活動展開について：サーツが管理組合に働きかけている「長期優良住宅化リフォーム推進事業」申請支援業務の手順では、事前調査から始まり、その必須項目は①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④住戸面積の確保 ⑤居住環境 ⑥維持保全計画の策定という6項目がある。中でも②の「耐震性」については、新耐震基準に適合しているか否かが問われる。建築確認日が昭和56年6月以降かどうかチェックポイントとなる。新耐震基準以前のマンション管理組合が補助事業を利用する場合は、申請前に新耐震基準に適合する建物であることを耐震診断によって明らかにする必要がある。当面、壁式鉄筋コンクリート造マンションについては、一次診断の Is 値 0.8 (2次診断 Is 値 0.6) をクリアする可能性が高いため、地方自治体の耐震改修促進補助事業を併用する形で、建築部会と連携し、対象となるマンション管理組合(練馬区・大和市)に対し説明会を開催するなどの支援活動をしていきたい。

○次回部会予定：集合住宅部会と合同開催とする。

□ 建築技術誌8月号(7月17日発売) サーツ欄掲載記事

・小畑晴治：人口減少と超高齢化社会の時代

・永元 博：地域ビルダーへの技術支援の実例

□ 余滴：天の川地上の人に笑いかけ 捷三郎